

8障第557号
令和8年6月1日

市内障がい福祉サービス等事業者様

岡崎市長 内田 康宏

令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について（依頼）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解、御協力を賜りありがとうございます。
さて、令和7年度福祉・介護職員処遇改善加算を算定した指定障がい福祉サービス等事業者は、賃金改善の実施について報告することとなっております。
つきましては、下記のとおり、報告書を提出してください。

記

1 提出先

岡崎市福祉部障がい福祉課施策係
(〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地)

2 提出期限

令和8年7月31日(金) (消印有効)

※ 令和7年度における最終の給付費の支払が遅れている場合は、提出期限が延長されますので、事前に御連絡下さい。

3 届出書類・方法

以下の書類を郵送又は障がい福祉課窓口にて提出してください。

※メールでの提出は受け付けていませんのでご注意ください。

<必須>

障がい福祉サービス等処遇改善実績報告書(別紙様式3-1、3-2)

<福祉・介護職員の処遇に関する内容について就業規則を改定した場合>
変更に係る届出書 (別紙様式4)

4 留意事項

- (1) 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年3月7日障障発0307第1号)」の様式で作成してください。
- (2) 実績報告書の別紙様式に記載する事業所は、計画書に記載した事業所や算定区分と一致しなければなりません。
- (3) 令和7年度計画書で、「令和6年度に令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越した部分の額」がある場合は、「2実績報告について(1)②(b)」

にその額を記入してください。

- (4) 実績報告は、処遇改善加算等の算定要件となっていることから、提出がされない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となります。

【福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター】

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

担当 福祉部障がい福祉課施策係

電話 (0564)23-6165/FAX (0564) 25-7650

Mail shogai@city.okazaki.lg.jp